

第2回 神戸市域交通圏タクシー準特定地域協議会議事録

- 1 日 時 平成27年4月20日(月)午後3時～午後5時
- 2 場 所 三宮研修センター 7階 705
- 3 出席者 55名

1 開 会

(清水事務局長)

定刻になりましたので、ただ今から、「第2回神戸市域交通圏タクシー準特定地域協議会」を開催致します。

本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

本日の司会・進行を務めさせていただきます協議会事務局長の兵庫県タクシー協会専務理事の清水でございます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

まず、始めに、報道機関の皆様にお願ひ致します。

本日の協議会は公開にて行われており、議事のすべてについて取材可能でございますが、カメラ撮りにつきましては、議事運営上会長挨拶のみとさせていただきますので、よろしくお願い致します。

また、携帯電話についてですが、マナーモードにして頂くか、電源を切っていただくか、いずれかでもよろしくお願い致します。

2 配布資料の確認

(清水事務局長)

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

まず、最初に「会議次第」、続いて「委員名簿」「配席図」「席順一覧表」でございます。

この後に

- 資料1 神戸市域交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱
- 資料2 兵庫県におけるタクシーの現況等について
- 資料3 神戸市域交通圏における適正化及び活性化の取組について
- 目次(別紙1～18)
- 資料4 特定地域の指定等について
- 資料5 特定地域の指定について

- 資料6 準特定地域における需給状況の判断結果について
- 資料7 準特定地域における適正と考えられる車両数について
- 資料8 タクシーに関する利用者アンケート結果
- 資料9 協議会構成員事業者一覧表

資料に不足がございましたらお申し出下さい。
よろしいでしょうか。

3 構成員の確認

(清水事務局長)

次に、協議会の構成についてご報告致します。

3月5日に当協議会の開催を公表致しましたところ、構成員として参加の申し出があり、構成員の変更がありました。

協議会設置要綱第4条第4項において「協議会の構成員の把握は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。」となっています。

配布資料の「神戸市域交通圏タクシー準特定地域協議会委員名簿」をご覧いただきたいのですが、協議会の委員につきましては61名ということになります。

4 協議会成立報告及び出席者紹介

(清水事務局長)

協議会設置要綱第5条第15項の規定により、本日の協議会は、構成員61名中代理出席を含めて55名の出席があり、過半数の出席でございますので、成立していることをご報告致します。

それでは、本日ご出席の皆様方をご紹介させていただきたいと思っております。

本来ですと、お一人お一人ご紹介すべきところですが、多数のご出席者でございますので、協議会運営上、委員名簿及び配席表をもってご紹介とさせていただきますのでご理解の程よろしくお願い致します。

なお、各種データの提供等をはじめ、必要な助言・意見が必要となる場合がありますので、当協議会の要請によりまして、近畿運輸局及び兵庫陸運部の係官のご臨席を頂いておりますことをご報告致します。

5 挨拶

(正司会長)

本協議会は第2回ということになりますが、第1回は1年前になり、新しい法律の下での協議会ということで発足したものでございます。タクシーの適正化・活性化を

議論する場ということですが、特定地域に移行する要件が定まらないうと次の段階の議論ができないということ、ここまで開催が延びました。先般、国の方で基準が定まり、その基準に則って、各地域がどのような状況になるのかという判断をされました。その結果として、2月3日に近畿運輸局の課長様から、兵庫県の中では神戸市域交通圏が特定地域に移行するかの判断基準を満たしているということ、協議会としての意見をとりまとめていただきたいという形の依頼が私の方に参りまして、開催ということになった運びでございます。そこからは皆様へのご案内のとおりかと思っております。つきましては、国の方から利用者の意向も併せて取るようにという事で、この後ご報告させていただきますが、アンケート等も取らせていただきました。その議論を基にして、特定地域の移行に同意するかという事について意見をまとめるとともに、タクシー事業の適正化・活性化という事についても議論していくという事でもよろしくお願ひしたいと思います。簡単ですが冒頭のご挨拶とさせていただきます。

6 議 題

(清水事務局長)

ありがとうございました。

先程お願ひ致しましたとおり、報道関係の皆様におかれましては、これより先、議事進行の撮影はご遠慮いただきますようお願い致します。

これから議事に入らせていただきますが、これからの議事運営は会長にお願ひ致します。

正司会長よろしくお願ひ致します。

(正司会長)

それでは、1から3の議題について、順次、こなしていきたいと思っておりますが、ご議論をして頂く前に、「神戸市域交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱」について、事務局から説明をお願いします。

～ 清水事務局長が資料1に基づき説明 ～

(正司会長)

構成員が昨年と違っているのは、設置要綱第4条の1から4に記載の通り、任意に加入、脱退が可能ということによります。意志決定ルールについて、議論するときに再度確認をしたいと思います。

それでは、議題(1)の「タクシー事業の現況等について」と議題(2)の「タクシー事

業の適正化及び活性化の取組について」及び「タクシーに関する利用者アンケート結果」の報告をお願いします。

まず、「タクシー事業の現況等について」、データの提供をはじめ資料の作成を行っていただきました、神戸運輸監理部兵庫陸運部の清水首席からご説明をよろしくをお願いします。

～ 兵庫陸運部清水首席が資料2に基づき説明 ～

(正司会長)

只今のご説明につきまして、ご意見・ご質問などがありましたら、ご発言をお願い致します。

(正司会長)

9ページの事業再構築の取り組み状況の基準車両数は、何年のデータをとっておられるのでしょうか。

(神戸運輸監理部清水首席専門官)

特措法が最初にできた平成21年度の数字でございます。

(正司会長)

続きまして、「神戸市域交通圏におけるタクシー事業の適正化及び活性化の取組について」と「タクシーに関する利用者アンケート結果」につきまして、事務局から報告をお願いします。

～ 清水事務局長が資料3及び資料8に基づき報告 ～

(正司会長)

ありがとうございました。

只今の報告に対して、ご意見・ご質問などがありましたら、ご発言をお願いします。

(吉川委員)

利用者アンケートの結果については、真摯に受け止めていきたいと思っております。業界では、アンケートの結果を基に各委員会で取り組みたいと思っております。データの精査についてはまだ出来ておりませんが、ご了解いただきたいと思います。

(正司会長)

アンケート結果のより詳しい情報については、事務局にございますので参考にしていただければと思います。災害対策・災害協定については、国の方からもいい取り組みとして紹介されておりますので、自信を持ってさらに多様な面を考えていただければありがたいと思っております。

(正司会長)

それでは、議題3の「特定地域の指定について」、議論に入りたいと思いますが、その前に、特定地域の指定の候補になった経緯等について、神戸運輸監理部兵庫陸運部の清水首席からご説明をよろしくお願いします。

～ 清水首席が資料4～7に基づき説明 ～

(正司会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明につきまして、ご意見・ご質問をいただきたいと思いますが、会議の時間にも限りがありますので、要点をまとめてご発言をお願いします。

(中川委員)

今回のタクシーに関するアンケートで、お客様側の意見と行政側の意見等、難しい問題がたくさん出ました。特措法が出来た中で、乗務員の言い分も多々あります。経営者側にしても、違反・事故・トラブル・人員不足・乗務員の高齢化等の問題がある中で、乗務員が増えてくる要素がない。トラック業界は20代・30代が増えているのが現状だが、タクシー乗務員が増えないのは、色々な取り決めが厳しいという点があります。2020年東京オリンピックが来る中で、これからLCC等で海外からお客様が来られた時に、減車ということになれば、このようなお客様を守り切れるのでしょうか。また、稼働率の点においても、車両が100台あるタクシー会社では、人員は200～210名の乗務員がいて初めて稼働率が100%になるという事だと思えますが、実際は130～140名で稼働率が上がらない。しかし、街中にはタクシーがあふれているので減車するという流れになる。タクシー業界は若手の乗務員が増えず、高齢の乗務員が増える。その結果事故が増え、シルバー産業化していくのが怖い現状だと思われる。関西に外国人客が多いという報道もあるので、輸送という部門でタクシーが減ってしまっても大丈夫なのでしょうか。

大阪では選挙時に相当数の車が出るが、車が足りずに依頼を受けられない会社が出てきている。また、各ホテルから早朝に出発したいが、労働時間を狭められている関係で車がないというような問題もある。

(正司会長)

ポイントは何でしょうか。

(中川委員)

ポイントは経営者・乗務員の立場から考えて、準特定地域というものに対して、今回のアンケートから見ても、先を見据えて答えを出して行きたいと考えます。減車に関しても厳しい状況の中でやっていくのは仕方ないとは思いますが、やるならきちんとした事をやっていきたいと思えます。

(正司会長)

ありがとうございます。他ご意見いかがでしょうか。

(青木委員)

皆様がこの問題についてどこまでご理解頂いているか分からないのですが、国土交通省の権力が増し、そして財産権を侵害されるという問題になります。特定地域に指定されたとしても、資料にあるような活性化は起きません。当社は法定闘争をしておりますが、公定幅運賃についても強制力はありませんし、財産権の問題で申し上げましたが、強制的に減車するというのは、国土交通省もできないと思っておられます。ですから皆様にはよく考えていただいて、例えば各社が20～30%減車するという事になりますと、会社によっては人を削減しないといけないという事になりますが、そんな事はできる訳がありません。最後に、福岡でも先日、準特定地域協議会があり、結論を出さずに次回にずれ込んだようです。この場で採決をいきなりして、皆様がどこまでこの特措法についてご理解いただいているのか。私共につきましては、中身をよく理解しているつもりですが、財産権、憲法上の営業の自由、こういった問題もございますので、皆様にもしっかりお考え頂いた方がいいかと思えます。

(正司会長)

ありがとうございます。公定幅運賃については、特定地域になっても枠組みが変わる訳ではありません。財産権の問題については難しいので、簡単にコメントできる話ではないです。営業の自由という原則が大切である一方で、今回の法は、場合によっ

ては独禁法適用除外を受けた減車の取組みが認められることになっている、この点をどう考えていくのか、という話だと思います。

(北坂委員)

特定地域の指定について意見を踏襲しながら決を採るということですか。反対意見、賛成意見を出せということですか。どちらでしょうか。

(正司会長)

どちらでも結構かと思いますが、最終的に決を採るかどうかは諮らないといけません。事務局が説明した資料で投票しましょうという訳にもいきませんし、協議会としての議論の場でございますので、できるだけ意見を言っていただければと思います。また、判断に迷っておられる方もいると思いますので、皆様のご意見で判断をしていただくというのが主旨でございます。

(北坂委員)

規制緩和以降、タクシーが増えすぎて、働く労働者の方が競争原理に追いやられて、生活実態・賃金・労働環境悪化ということが一つの問題点として、特措法の議論がされ始めました。規制緩和された後に、事故の増加等大きな問題点が出てきましたので、そこを改善するという意味で特措法が成立して議論がされてきました。

先程、局の方から説明がありましたが、指定要件6項目のはっきりしたものが出てきている訳ですから、ここであまり議論する必要は無く、特定地域に指定して、現在の業界の状況改善につなげたいと思います。それから、先程エムケイさんから財産権の話がありましたが、この協議会は公共交通をどう成熟させていくか、これからは高齢化社会になってきます。電車・バスでは補えないような戸口から戸口、交通に対しての移動困難者も含めて、タクシーを最大限に活用できるような、また、安全安心に輸送できるような状況にしていく事が主目的で協議会が発足しておりますので、個別の事業者の事情を議論する必要は無いと思います。また、労働組合の方もおられますので、発言をお願いしたいと思います。この業界で働く労働者の条件はみんな同じだと思います。労働時間も過酷になっていますし、先程、国際興業大阪の中川委員から労働時間を制約されているというお話がありましたが、これはとんでもない話です。これ以上、現場の労働者が働かされたら死んでしまいます。そういった状況でこの協議会が設置されている訳ですから、もう少し事業者都合では無く、労働者の労働環境をしっかりと精査して、業界全体を良くしていくという風に考えていただきたいと思います。他にも事故・賃金のトラブル等個別案件はたくさんありますが、労働者側からそ

ういった実態を協議会の中で発言すると、1時間2時間では済みませんので、事業者側の考えをお聞きしてからという風に思っておりましたが、協議会の主旨を皆様にご理解いただければと思います。

(正司会長)

協議会の本来の主旨は、労働者側だけの問題ではありません。

(北坂委員)

労働者の労働実態が利用者に対して安全な担保ができない、またはサービスの低下にもつながっているという事を付け加えさせていただきます。決して労働者側の意見だけを申し上げている訳ではありません。より安全に、また利用者に対してのサービス・待遇にしても質の良いものを提供していく。そういった意味で述べさせていただきました。

(正司会長)

他いかがでしょうか。

(吉川委員)

これからのタクシーがドア・ツー・ドア、公共交通機関としての位置付けの中で、どうあるべきかを考える時期にきていると思っております。運賃問題然り、労働者問題も然りです。賃金では一般産業の労働者と比較し200万円の格差があり、これについても考えないといけません。特定地域の中で有識者の皆様の意見を聞いて、タクシーがどうあるべきかを議論したいと思っております。減車ありきの考えは私自身もありません。財産権の問題も出てくるでしょう。いろんな事の中でタクシーのあるべき姿を事業者が一致団結して議論し、活性化につながっていけばと思います。減車だけをどうこうという問題で臨んでおりません。利用者アンケートのようなご意見をどう受けとめて活性化するかと思っております。幡井委員にも助言をいただきたいと思っております。活性化というより、私はよく使っておりますが、今、蘇生しなければ、がたがたになってしまうというのが私の考え方で、青木委員にも協力していただきたいということで、一言言わせていただいて、終わらせていただきます。

(正司会長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

(阪本委員)

様々な意見が出ておりますが、主旨がずれているように思います。これまでのご意見は以前から言われている事ですので、その集約が本日の協議会だと思出席させていただきましたので、事業者からのご意見をいただければと思います。

(北坂委員)

短時間の説明で、業界外の方が理解されるのは難しいと思いますが、行政側からの報告で、特定地域の指定基準6項目があります。神戸・阪神間は相当厳しいハードルとなっています。衰退産業という意見が出ましたが、赤字車両数が半数という状況を事業者は真剣に捉えていただかないとさらに衰退してしまいます。減車についても適正車両数は出ておりますけれども、特定地域に指定されれば改めて議論されると思いますし、その他の活性化についても色々な議論がされていくと思います。ですから、まず特定地域に指定して頂いてから、この業界をいい方向に持って行っていただきたいと思います。

(青木委員)

特定地域に指定したら良くなるのかそういう問題では無いと思います。労使一体というのは当然であり、私共は創業55年になりますが、当初から労働組合とは労使一体で取り組んでおります。準特定地域協議会という事で、タクシー業界及び労働組合が協力しあってという事は素晴らしいですが、それぞれ就業規則も賃金規程も違いますので、これは個別案件だと思います。全体でどう活性化させていくかという事については、当社はタクシー協会の会員ではありませんが、こういった活動に敬意を表したいと思いますし、機会があればまた参加させていただきたい気持ちもございます。特定地域になったからタクシーのサービスが良くなるのかという事については考えていけないといけないと思います。タクシー事業者の方は特定地域になったから良くなったり、労働組合の方は待遇が改善されたりという保証は無いと思います。ですから、今無理やり特定地域に指定することは無いと思っています。

皆様もご存じかと思いますが人手不足です。日車営収は上がっていますが、総売り上げは下がっています。これから2020年に向けて需要が上がっていく中で、減車をしてうんぬんというより自然淘汰で回っておりますので、特定地域になったら良いとか悪いという事では無いと思います。

(青田委員)

先程、特定地域になったからといって労働環境が良くなるとは限らないという意見が出ましたが、特定地域になったら良くなる可能性はあると思いますが、悪くなる可能性は無いと思います。元々、今回の特措法は労働環境を良くしようというのが目的だと思います。アンケート調査の4番にもありますように、「どのような方法でタクシー利用しますか」となった場合に、流しのタクシー、タクシーのりばというようにタクシーを選ばないで乗られているお客様が73%となっています。ということになれば、お客様の立場からすると業界全体のレベルを上げる必要があります。そして、アンケート調査の16番、「駅前や繁華街などの街中にタクシーが多いと感じますか」という場合に、多いと回答した人が68%、そして17番、「タクシーが法令違反をしているところを見たことがありますか」というのは78%です。という事で、どう考えても今の状況はいびつなのかなと感じます。そういう意味で、業界全体の事を我々だけではなく、消費者の方々も含めてもう一度活性化するために、まず特定地域に入って議論を重ねるべきだと思います。

(幡井委員)

交通に関する安全・安心、利用者が安心して利用できる、またサービスの面等におきましても、業界の皆様は大変ご苦労して頂いている事に対し感謝を申し上げたいと思います。資料につきましても、感心して拝見しておりました。色々のご苦労かけているかと思いますが、消費者団体として一言ご挨拶させていただきました。ありがとうございました。

(正司会長)

新たなご意見が無いようでしたら、青木委員から本日の協議会で決を採るというのを延期したらどうかというご提案がありましたがいかがでしょうか。そのご提案をサポートされる方はおられますか。おられないようであれば、やはり決を採るという事で進めさせてさせていただきたいと思います。

～ 協議会構成員の了解のもと、正司会長から設置要綱に基づき記名式の投票を行う説明が行われ、協議会構成員であるタクシー事業者が投票を行った。 ～

(正司会長)

投票結果について、事務局報告をお願いします。

(清水事務局長)

タクシー事業者の皆様にご投票いただき、構成員42名中、投票が31名、あらかじめ委任状が10名出てきており、1名欠席ということになっております。合意する車両数2,505両という事で、全体の構成されている協議会のメンバーが3,072両ですので、81.5%ということになり過半数になります。以上、ご報告です。

(正司会長)

ありがとうございます。この部分はそういう形での投票になりまして、ご報告のとおりです。過半数の合意がありましたので、次のステップにいけるということで、設置要綱第5条9項4号の(3)では各委員で一つの議決権を有する方は、兵庫県県土整備部岩原様、神戸市岩橋様、労働組合9団体、幡井様、玉田様、五十嵐様、福島様、倉本様でございます。

労働組合については、9団体ありますので、ご投票いただいてから集まっていたいて、ご相談させていただきたいと思っております。

～ 行政団体等議決権を有する構成員及び労働組合が投票を行い労働組合については別室において協議が行われた。 ～

～ 9つの労働組合において協議が行われ、労働組合としての1個の議決権行使については、組合員総数の過半数によることとなった。 ～

(正司会長)

投票結果について、事務局報告をお願いします。

(清水事務局長)

議決権は設置要綱に従いまして8個の議決権がございます。投票者は6名で全て合意するという結果でございます。1名はご欠席ですが、幡井委員に委任ということでございます。労働組合にも9名ご投票を頂きまして、合意するという事でございます。開票結果につきましては、全て合意するという結果でございます。以上ご報告です。

(正司会長)

ありがとうございます。設置要綱第5条9項4号で、会長の合意も必要という事になっておりますが、皆様が合意されており止める訳にもいきませんので、皆様のご意見に従いたいと思います。神戸市域交通圏の特定地域の指定に関しては合意するという形で、国土交通省にご報告させて頂きたいと思います。夏頃には、引き続きの議論をする形になるかと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以 上